

理由

最近における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物が地下にある土地の形質の変更の届出、指定有害廃棄物の処理の禁止、廃棄物の特定の処理施設における事故時の措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。